

第十三条 委員會ハ委員長 副委員長 執行委員より成  
組織ニ毎月一回以上 委員長之ヲ招集シ 總會ノ決  
議ニ基キテ之ノ後會ニ至ルマデ一切ノ事務ヲ協同  
執行ス

第十四条 執行委員會 委員長 副委員長 執行委員 書記  
委員 並ニ會計委員より成リ 總會ノ決議ニ基キ及ニ委員  
會ノ決議ニ基キ本總會ノ事務ヲ執行スルノ事

### 委員

第十五条 本總會ハ若干名ノ委員ヲ選出シ 委員中より之

- ノ級ヲ定ム
- 委員長一名 副委員長一名 書記委員二名
- 會計委員一名 會計監査委員三名

### 執行委員若干名

第十六条 本委員長及副委員長ハ總會ヲ招キ 總會中  
より選出スルノ事 委員長ハ本總會ノ一般ノ事務ヲ総理

スルノ責ニ任ズ  
副委員長ハ本委員長ノ補佐ニシテ 委員長事務助スル

第十七条 委員ハ總會ノ決議ニ基キ 總會中より選出スル  
執行委員ハ委員中より互選ス

第十八条 書記委員及會計委員ハ委員中より互選シ 書  
記委員ハ總會ノ一般事務ヲ掌理スルノ事 會計委員ハ會計

ノ事務ニ  
第十九条 會計ヲ監督スル委員ハ委員中より互選シ 總會ノ

會計ヲ監督スル委員ハ委員中より互選シ 總會ノ